

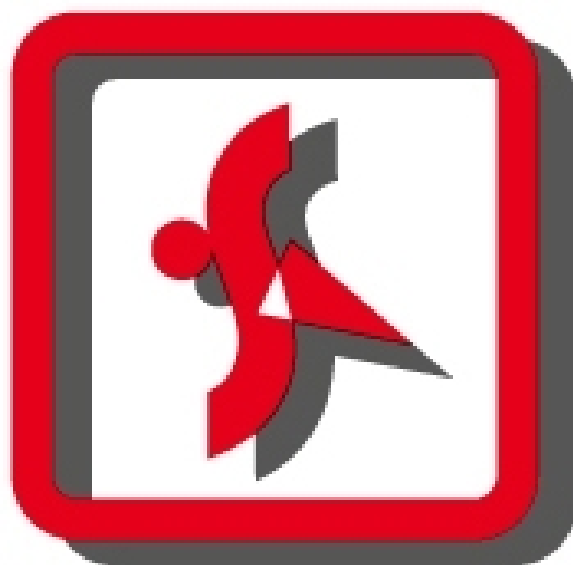
令和3年度

スポーツ振興基金助成金

(アスリート助成)

受給手続きの手引

※パラリンピックアスリート対象



スポーツ振興基金

令和3年4月

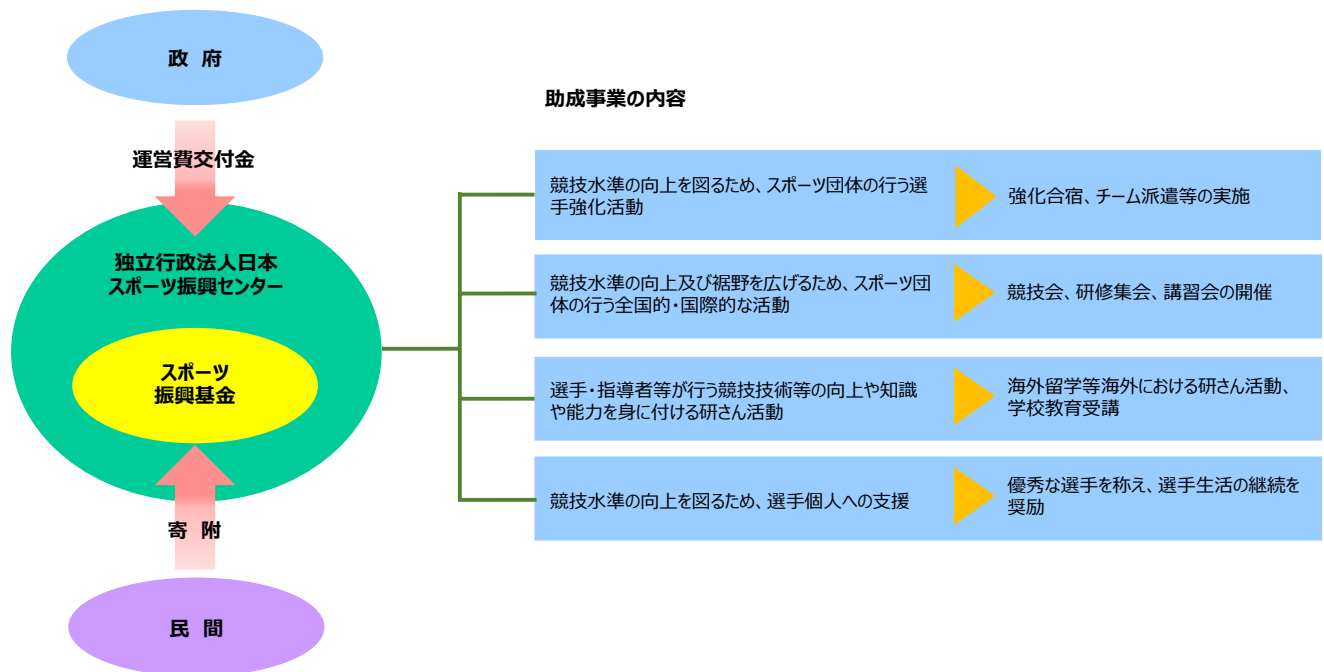
独立行政法人日本スポーツ振興センター

スポーツ振興基金助成金について

スポーツは、国民の心身の健全な発達に資するとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に寄与するものです。特に、我が国の国際的な競技水準の向上を期して、選手や指導者が安心してスポーツ活動に打ち込めるようにするとともに、スポーツの裾野を拡大するための施策を講じることは、国民のスポーツに対する意欲や興味を喚起し、広く我が国のスポーツの普及・振興を図る上で大きな意義を有しています。

このため、政府は平成2年度に、独立行政法人日本スポーツ振興センターの前身である日本体育・学校健康センターに出資し、スポーツ振興基金を設置しました。現在は、民間からの寄附金に基づく基金の運用益や政府からの運営費交付金等により、スポーツ団体、選手・指導者等が行う各種スポーツ活動等に対して助成を行うこととしています。

なお、本アスリート助成の財源には、スポーツくじ（toto・BIG）の収益も活用されています。



目次

令和3年度スポーツ振興基金助成金受給手続きについて	(頁)
1 助成の概要	3
2 助成の流れ	6
3 推薦手続きについて	9
4 助成決定者の選定について	10
5 交付決定の手続きについて	10
6 助成金の交付（支払）について	12
7 報告書類の提出について	12
8 J S Cの審査等について	13
9 助成金受給資格の喪失について	13
10 交付決定の取消し及び罰則について	14
11 自署が難しい場合の対応について	14
12 追加配分について	14
13 パラリンピック開催年における対応について	15
14 助成金を受給する上での留意事項等（重要）	16
15 その他	18
16 お問い合わせ先	18
17 様式	

用語説明

J S C	独立行政法人日本スポーツ振興センター
J P C	日本パラリンピック委員会
N F	助成対象者が所属する統括競技団体
J A D A	公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構
J P C強化指定選手	日本パラリンピック委員会のパラリンピック強化指定選手
助成対象者	スポーツ振興基金助成金（アスリート助成）の助成対象となる者 ※次に掲げるいずれにも該当し、J P CにおいてN Fと協議の上、推薦のあった選手 ・ J P C強化指定選手 ・ J A D Aの検査対象者登録リストに掲げられた選手 ・ 次回パラリンピック競技大会において活躍が期待され、助成対象期間を通じて選手生活を継続することが見込まれる選手
助成選定者	助成対象者のうち、助成決定者となる者として選定された者 (選定後、交付決定を受けるまでの呼称)
助成決定者	助成対象者のうち、助成金の交付決定を受けた者 (助成金交付決定通知書を受領した者)

1 助成の概要

(1) 目的

我が国における優秀な選手に対して助成を行うことにより、優秀な選手を称えるとともに、競技活動に専念した選手生活の継続を奨励し、競技水準の向上を図ることを目的としています。

(2) 助成対象者

助成の対象となる者は、下表に掲げる要件のいずれにも該当し、JPCにおいてNFと協議の上、推薦のあった選手とします。JSCでは、JPCから推薦のあった助成対象者のうち、次回のパラリンピック競技大会で活躍が期待される選手をJSCトップアスリートとして認定します。

認定区分	対象者の要件
JSCトップアスリート	<ul style="list-style-type: none">・ JPC強化指定選手・ JADAの検査対象者登録リストに掲げられた選手・ 次回のパラリンピック競技大会において活躍が期待され、助成対象期間を通じて選手生活を継続することが見込まれる選手

(3) 助成対象期間

助成対象期間は、原則として、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間とします。

ただし、東京パラリンピックの実施競技のうち、2024年パリパラリンピックの実施競技から除外とされている競技（車いすバスケットボール）の選手に対する助成対象期間は、令和3年4月1日から同年9月30日までの半年間とします。

※パラリンピック開催年における対応については、「13 パラリンピック開催年における対応について」（P15～16）を参照ください。

(4) 助成金の額

助成金の額は、次の表に掲げる額とします。

認定区分	助成金の額
JSCトップアスリート	2,400千円

※東京パラリンピックの実施競技のうち、パリパラリンピックの実施競技から除外とされている競技（車いすバスケットボール）の選手に対する助成金の額は、『JSCトップアスリート 1,200千円』とします。

ただし、助成金受給資格を喪失した場合は、助成金受給資格を満たさない残りの助成対象期間の月数（助成金受給資格を喪失した月を除く。）に相当する額を差し引いた額となります。

「9 助成金受給資格の喪失について」（P13）を参照ください。

(5) 助成金交付決定の条件

助成金の交付決定を受けるには、以下の条件等があります。

① J S C が行う助成選定者研修を受講すること

例年、助成選定者研修会の受講を交付決定の条件としており、6月末～7月初にかけて集合形式による研修会を開催しておりましたが、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大の情勢及び当該時期が東京パラリンピック直前であることに鑑み、令和3年度については、令和2年度同様、交付決定の条件として、全助成選定者に対し、「研修資料（交付要綱・実施要領・本手引も含む。）を熟読し、資料の内容を理解すること」及び「JADAが提供するアスリート向けアンチ・ドーピング学習システム『eラーニング FAIR PRIDE』を受講し、確認テストに合格すること」を課すこととします。

なお、交付決定された場合においても、令和3年度から初めてアスリート助成を受給する選手に対しては、上記研修に加えて、以下のとおり複数回開催予定の研修会（オンライン形式）を必ず受講していただきます。

アスリート助成研修会（オンライン形式）

【対象】 令和3年度から初めてアスリート助成を受給する選手

【内容】 1. 助成金を受給するアスリートとしての義務・注意点について
2. 確定申告等について
3. アンチ・ドーピングについて ほか

【日時】 令和3年9月下旬～12月中旬を目途に複数回

※原則、やむを得ない理由（競技会出場、合宿参加、学業、東京パラリンピック後の表敬訪問等）がある場合を除き、いずれかの回に出席いただきます。

※開催日時等の詳細については、確定次第、NFを通じてお知らせします。

※正当な理由なく研修会を欠席する場合は、交付決定を取り消すことがあります。

※選手が未成年者である場合は、NF担当者や保護者等の同席も可としますが、代理出席は認めません。

② J S C が定める期日までに、助成金交付要綱等の遵守に関する『誓約書』を提出すること

【誓約書の記載事項】

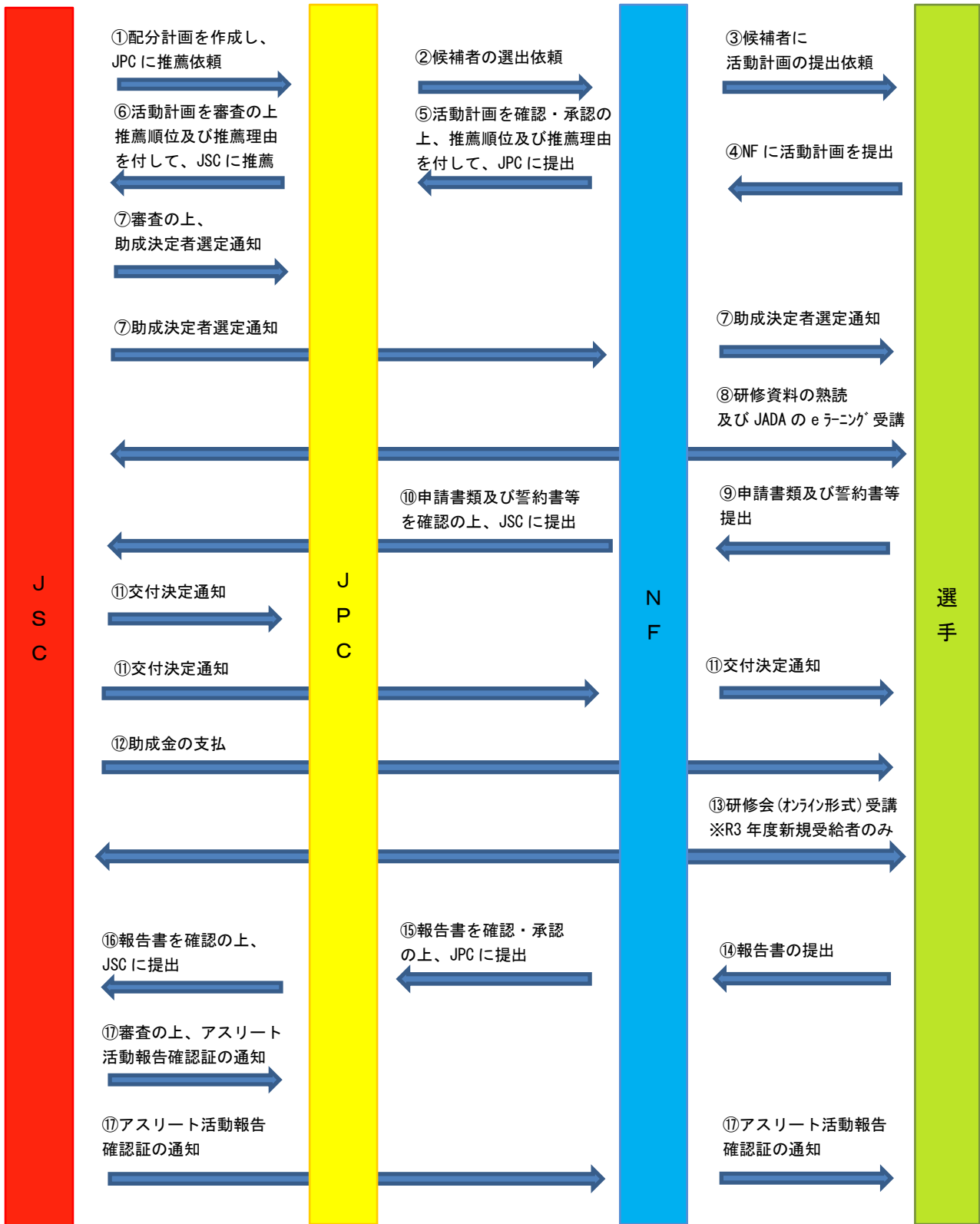
- ・アスリート活動計画書の記載内容に沿って助成対象期間を通じて選手生活を継続し、引退等により、助成対象期間を通じた選手生活の継続が見込まれなくなった場合など、助成対象者の要件を満たさなくなったときは、速やかにJ S Cに助成金受給資格喪失届を提出すること
 - ・受給手続きの手引の内容を理解し、これに従うこと
 - ・スポーツにおけるドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成31年3月文部科学大臣決定）の内容を理解し、世界アンチ・ドーピング規程及び日本アンチ・ドーピング規程に従うこと
 - ・受給した助成金を、寄附金として所属競技団体に拠出しないこと
 - ・確定申告等の税務上の手続き等を適正に行うこと
- など

③ J S C の広報活動等（※）に協力すること

（※） J S C 事業の広報、「スポーツの日」中央記念行事等

（ N F の規定やスポンサー等との契約等により協力できない場合は個別にお問い合わせください。）

2 助成の流れ



時 期	No.	事 項	該 当 者	内 容
4 月	①	助成対象者の推薦依頼	J S C	<ul style="list-style-type: none"> ➤ J S Cは、J P Cに意見を求めた上で、配分計画を作成します。 ➤ J S Cは、J P Cに助成対象者の推薦を依頼します。
	②	候補者の選出依頼	J P C	<ul style="list-style-type: none"> ➤ J P Cは、J S Cが作成した配分計画に基づき、N Fに候補者の選出を依頼してください。
	③	活動計画の提出依頼	N F	<ul style="list-style-type: none"> ➤ N Fは、候補者を選出し、候補者に所定の活動計画（P 9参照）の提出を依頼してください。
	④	活動計画の提出	選手	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 候補者は、活動計画（P 9～10参照）をN Fに提出してください。
5 月	⑤	活動計画を確認・承認の上、提出	N F	<ul style="list-style-type: none"> ➤ N Fは、候補者から提出された活動計画を確認・承認した上で、推薦順位及び推薦理由を付してJ P Cに提出してください。
	⑥	助成対象者の推薦	J P C	<ul style="list-style-type: none"> ➤ J P Cは、N Fと協議し、推薦順位、推薦理由及び活動計画等を審査した上で、助成対象者を決定し、所定の推薦書類（P 9参照）をJ S Cに提出してください。
6 月	⑦	助成決定者の選定	J S C	<ul style="list-style-type: none"> ➤ J S Cは、推薦理由及び活動計画等について審査し、助成対象者の中から、認定区分ごとに助成決定者となる者を選定します。 ➤ J S Cは、選手（助成選定者）、N F及びJ P Cに対し、助成決定者選定通知書等を送付します。 選定されなかった選手に対しては、その旨を通知します。
	⑧	研修資料の熟読及びJ A D Aのeラーニング受講	選手	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 選手（助成選定者）は、J S Cから送付された研修資料を熟読しその内容を理解するとともに、J A D Aのeラーニングを受講し、確認テストに合格してください。（P 11参照）
	⑨	申請書類及び誓約書等の提出	選手	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 選手（助成選定者）は、申請書類と誓約書等（P 11～12参照）をN Fに提出してください。
	⑩	申請書類及び誓約書等を確認の上、提出	N F	<ul style="list-style-type: none"> ➤ N Fは、選手（助成選定者）から提出された申請書類及び誓約書等（P 10～11参照）を確認した上で、J S Cに提出してください。
7 月	⑪	交付決定	J S C	<ul style="list-style-type: none"> ➤ J S Cは、提出された申請書類及び誓約書等をもって、助成金の交付決定を行い、選手（助成決定者）、N F及びJ P Cに対し、交付決定通知書等を送付します。

7月 及び 12月	⑫	助成金の支払	J S C	➤ J S Cは、交付決定後、2回に分けて選手（助成決定者）に助成金を支払います。
9月 から 12月	⑬	研修会（オンライン形式）の受講	選手	➤ <u>令和3年度から初めてアスリート助成を受給する選手（助成決定者）は、J S Cが行うアスリート助成研修会（オンライン形式）を受講し、改めて、助成金を受給する上での義務や注意事項等を確認してください。</u>
10月 及び 4月 又は助成金受給資格を喪失した日から30日以内	⑭	報告書の提出	選手	➤ 選手（助成決定者）は、アスリート活動報告書（P 1 3参照）をN Fに提出してください。
	⑮	報告書を確認・承認の上、提出	N F	➤ N Fは、選手（助成決定者）に、アスリート活動報告書（P 1 2参照）の提出を依頼し、選手（助成決定者）より提出された活動報告書を確認・承認した上で、とりまとめてJ P Cに提出してください。
	⑯	報告書を確認の上、提出	J P C	➤ J P Cは、N Fから提出されたアスリート活動報告書（P 1 2参照）を確認した上で、提出期日（P 1 2参照）までに、とりまとめてJ S Cに提出してください。
5月	⑰	アスリート活動報告の確認（助成金の額の確定）	J S C	➤ J S Cは、アスリート活動報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していることを確認し、選手（助成決定者）、N F及びJ P Cに対し、アスリート活動報告確認証等を送付します。
		助成金の返還等	選手	➤ 選手（助成決定者）は、交付決定の全部若しくは一部が取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、別に通知を受けた期限までにJ S Cに返還してください。 ➤ 返還等については、J S Cから選手（助成決定者）、N F及びJ P Cに通知します。

※選手の書類提出期日についてはN Fに、N Fの書類提出期日についてはJ P Cにご確認ください。

※選手に通知文書等を送付する場合は、N Fを通じて行います。

※審査の状況等によりスケジュールが変更となる場合があります。

※パラリンピック開催年の特別措置については、上記と流れが異なります。『13 パラリンピック開催年における対応について』（P 1 5～1 6参照）に別途推薦手続き等を記載していますので、併せてご確認ください。

3 推薦手続きについて

(1) J P C

J P Cは、J S Cからの助成対象者の推薦依頼（配分計画を含む。）に基づき、N Fに対して候補者の選出を依頼し、N Fと協議の上、提出書類①・②を作成し、メール及び紙媒体により別に通知する日までに、J S Cに提出してください。

その際、N Fから提出されたアスリート活動計画書（提出書類③）についても審査し、その他参考資料（提出書類④）を添付して紙媒体により提出してください。

【提出書類】

- ① 推薦書（様式1）
- ② 推薦者一覧（様式2-2）
※源泉徴収の要否を確認するため、「プロスポーツ選手」・「非居住者」を確認する項目を設けていますので、候補者へ必ず確認するようにしてください。
- ③ アスリート活動計画書（様式7：N Fから提出されたもの）
- ④ 参考資料（N Fの強化戦略プラン、過去の成績、N F強化指定選手一覧等）

【提出先】

<送信用メールアドレス>

josei4@jpnsport.go.jp

<紙媒体提出先>

〒107-0061 東京都港区北青山2-8-35

独立行政法人日本スポーツ振興センター

スポーツ振興事業部 支援企画課 アスリート支援係

※封筒に「基金助成金推薦書在中」と朱書きし、簡易書留・宅配便等、配達記録の残る方法で提出してください。

(2) N F

J P Cから候補者の選出依頼を受けたN Fは、アスリート助成の制度概要や規程等を周知・説明した上で、候補者を選出し、候補者にアスリート活動計画書の提出を依頼してください。そして、提出されたアスリート活動計画書の内容について確認し、N Fの長が承認した上で、提出期日までに、推薦順位及び推薦理由を付し、N F強化指定選手一覧やN Fの強化戦略プラン、過去の成績等推薦根拠となる参考資料を添付してJ P Cに提出してください（提出期日、提出先及び提出書類は、J P Cにご確認ください。）。

(3) 選手

N Fから、J S Cに推薦される候補者として選出された選手は、提出期日までに、アスリート活動計画書（提出書類①）をN Fに提出してください（提出期日及び提出先は、N Fにご確認ください。）。

※自署が難しい場合は、「11 自署が難しい場合の対応について」（P 14 参照）をご確認ください。

【提出書類】

① アスリート活動計画書（様式7）

※JSCの定める書式（様式7）を、JSCのホームページからダウンロードして作成してください。

[様式ダウンロード](#)

<https://www.jnsport.go.jp/sinko/kuji/kojin///tabid/969/Default.aspx>

4 助成決定者の選定について

スポーツ振興事業助成審査委員会の審議を経て、助成金の配分額を決定し、その範囲内において、認定区分ごとに助成決定者となる者を選定します。具体的には、JPCから提出される推薦書及びアスリート活動計画書により、競技実績、推薦理由、活動計画等を審査の上、選定します。

審査結果については、JPCに通知します。選手（助成選定者）には、NFを通じ、助成決定者選定通知書を送付します。選定されなかった選手に対しては、NFを通じてその旨を通知します。

なお、選定に当たっては、必要に応じNFにヒアリングを行うことがあります。また、審査手続期間中の採否に関するお問合せにはお答えできませんのでご了承ください。

5 交付決定の手続きについて

助成決定者選定通知を受けた場合は、以下のとおり手続きを進めてください。必要書類全ての提出をもって、助成金の交付決定を行いますので、提出物に遺漏がないよう注意してください。

交付決定した場合は、選手（助成決定者）、NF及びJPCにその旨通知します（選手にはNFを通じて通知します。）。

※「助成決定者選定通知」を受け取った時点では、助成選定者であり、助成決定者ではありません。全ての必要書類を提出し、「交付決定通知書」を受け取って初めて、助成決定者となり、助成金を受け取ることができます。

(1) NF

NFは、選手（助成選定者）に、JSCから送付する研修資料を熟読しその内容を理解すること、JADAの「e ラーニング FAIR PRIDE」を受講し確認テストに合格すること及び助成金の交付を受けるための申請に係る提出書類①～⑤を提出するよう依頼してください。そして、提出された書類の内容を確認した上で、別に通知する日までに、JSCに紙媒体で提出してください。

※令和3年度から初めてアスリート助成を受給する選手には、9月下旬から12月中旬を目途にJSCが行うアスリート助成研修会（オンライン形式）の受講についても、ご連絡ください。

【提出書類】

- ① 助成金交付申請書（実施要領別記様式第1）
- ② 銀行振込依頼書（ホームページ掲載様式）
※本人名義以外の口座に振込む場合は委任状が必要です。
※委任状の様式は任意ですが、参考例をホームページに掲載しています。
- ③ 誓約書（ホームページ掲載様式：令和3年度用）
- ④ 研修資料に関する提出書類
- ⑤ JADAの「e ラーニング FAIR PRIDE」修了証

【提出先】

〒107-0061 東京都港区北青山2-8-35

独立行政法人日本スポーツ振興センター

スポーツ振興事業部 支援企画課 アスリート支援係

※封筒に「基金助成金申請書在中」と朱書きし、簡易書留・宅配便等、配達記録の残る方法で提出してください。

(2) 選手

選手（助成選定者）は、JSCから送付する研修資料を熟読しその内容を理解するとともに、JADAの「e ラーニング FAIR PRIDE」を受講し、確認テストに合格した上で、提出期日までに、助成金の交付を受けるための申請に係る提出書類①～⑤を、NFに提出してください（提出期日及び提出先は、NFにご確認ください。）。

誓約書の提出にあたっては、誓約書の記載内容をよく確認の上、記名・押印又は署名してください。

※提出書類①～⑤のいずれかひとつでも未提出の場合は、交付決定を行いません。

※令和3年度から初めてアスリート助成を受給する選手は、9月下旬から12月中旬を目途にJSCが行うアスリート助成研修会（オンライン形式）も受講していただきます。

※自署が難しい場合は、「11 自署が難しい場合の対応について」（P14参照）をご確認ください。

【提出書類】

- ① 助成金交付申請書（実施要領別記様式第1）
- ② 銀行振込依頼書（ホームページ掲載様式）
※本人名義以外の口座への振込を希望する場合は委任状が必要です。
なお、委任する場合の振込先も、親族等の個人名義の口座としてください。
※委任状の様式は任意ですが、参考例をホームページに掲載しています。
- ③ 誓約書（ホームページ掲載様式：令和3年度用）
- ④ 研修資料に関する提出書類（選定通知とあわせて送付します。）
- ⑤ JADAの「e ラーニング FAIR PRIDE」修了証
※すべての項目を受講し、確認テストに合格することで、ダウンロードが可能となります。

※JSCの定める書式（提出書類①～③）については、JSCのホームページからダウンロードして作成してください。

[様式ダウンロード](#)

<https://www.jpnsport.go.jp/sinko/kuji/kojin///tabid/971/Default.aspx>

6 助成金の交付（支払）について

助成金の交付（支払）は、助成金の交付決定後、2回に分けて銀行振込により行います。

なお、所得税法第204条第1項第4号及び所得税法施行令第320条第3項に該当するプロスポーツ選手並びに所得税法第2条第1項第5号に該当する選手（非居住者）については、源泉徴収を行った上で助成金を支払います。

※非居住者については、プロスポーツ選手、アマチュアスポーツ選手の別を問いません。

7 報告書類の提出について

(1) JPC

JPCは、半期ごとにNFにアスリート活動報告書及び補足資料の提出を依頼し、提出されたアスリート活動報告書等を確認の上、提出期日までに、JSCに紙媒体で提出してください。なお、期日までに提出がない場合は、交付決定の取消しを行う場合もありますので、ご注意ください。

【提出先】

〒107-0061 東京都港区北青山2-8-35

独立行政法人日本スポーツ振興センター

スポーツ振興事業部 支援企画課 アスリート支援係

※封筒に「基金助成金報告書在中」と朱書きし、簡易書留・宅配便等、配達記録の残る方法で提出してください。

【提出期日】

上半期（4月～9月）分 令和3年10月28日（木）

下半期（10月～3月）分 令和4年 4月11日（月）

※助成金受給資格を喪失した場合は、その日から30日以内又は提出期日のいずれか早い日

(2) NF

NFは、半期ごとに選手（助成決定者）にアスリート活動報告書の提出を依頼してください。そして、提出されたアスリート活動報告書の内容について確認し、NFの長が承認した上で、報告書の内容を確認できる補足資料（強化合宿への参加状況、競技大会における成績一覧等）を添付し、提出期日までに、JPCに提出してください（提出期日及び提出先は、JPCにご確認ください。）。

(3) 選手

選手（助成決定者）は、提出期日までに、半期ごとの提出書類①を、NFに提出してください（提出期日及び提出先は、NFにご確認ください。）。

※自署が難しい場合は、「11 自署が難しい場合の対応について」（P 14 参照）をご確認ください。

【提出書類】

- ① アスリート活動報告書（実施要領別記様式第12）

※JSCの定める書式（様式第12）を、JSCのホームページからダウンロードして作成してください。

様式ダウンロード

<https://www.jnsport.go.jp/sinko/kuji/kojin///tabid/972/Default.aspx>

8 JSCの審査等について

JSCは、提出された報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかの確認を行います。

審査等により、適合していると認められない場合は、JSCは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、選手（助成決定者）、NF及びJPCにその旨通知します（選手にはNFを通じて通知します。）。

9 助成金受給資格の喪失について

選手（助成決定者）は、引退や選手生活の中断が生じた等、助成金受給資格を喪失した場合は、速やかに助成金受給資格喪失届（実施要領別記様式第7）を、NF及びJPCの確認・承認を得た上で、JSCに提出してください。

また、NFは、所属する選手（助成決定者）が助成金受給資格を喪失した場合は、速やかに助成金受給資格喪失届を提出するよう、指導徹底するとともに、選手（助成決定者）から提出された助成金受給資格喪失届を確認・承認した旨の文書を添えて、JPCを通じてJSCに報告してください。

助成金受給資格喪失届の提出を受けたJSCは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、選手（助成決定者）、NF及びJPCにその旨通知します。また、助成金受給資格を満たさない残りの助成対象期間の月数（助成金受給資格を喪失した月を除く。）に相当する額の助成金が既に交付されているときは、その返還を命じます（選手にはNFを通じて通知します。）。

※助成金の返還期限は、返還命令の日から20日以内とし、期限内に納付しなかった場合、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年10.95%の割合で計算した延滞金が科されます。

10 交付決定の取消し及び罰則について

引退又は選手生活の中断があるにもかかわらず、JSCに報告せず助成金を受給するなどの不正受給を行った場合や、助成対象期間中に重大な法令違反行為を行うなど、助成活動等に関して不適当な行為をしたと認められる場合等には、交付決定を取り消し、次の処分を科します。

- ・ 交付決定の取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成金の返還を命じるとともに、返還すべき金額につき、年10.95%の割合で計算した加算金の納付を科します。
※助成金の返還期限は、返還命令の日から20日以内とし、期限内に納付しなかった場合、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年10.95%の割合で計算した延滞金の納付を科します。
- ・ JSCが定める期間において、助成対象者から除外します（アスリート助成、選手・指導者研さん活動助成を受けることはできません）。

なお、不正受給にNFが関与した場合は、NFにも罰則を科す場合があります。NFにおいては、所属選手の活動の把握及び誓約事項の遵守に関する指導等を徹底するとともに、助成決定者を取り巻く関係者及びNF役職員等に対しても制度の概要や規程等を周知・説明するようにしてください。

11 自署が難しい場合の対応について

提出書類の中には、自署をしていただく書類がありますが、自署が難しい場合は、代理の方（原則、助成対象者本人の親族に限ります。）が代筆することが可能です。代筆する場合は、提出書類とともに別途代筆委任状を提出ください。

【提出書類】

- ① 代筆委任状（ホームページ掲載様式）

12 追加配分について

候補者の推薦期間を終了した後、上半期中に、NFや選手の責に帰さない、やむを得ない事情（他国のドーピングによる評価対象大会の成績繰上げ等）により、配分する助成枠数に変更となった場合には、下半期から追加配分を行います。この場合の手続き等については、以下のとおりです。

（1）助成対象期間

助成対象期間は、令和3年10月1日から令和4年3月31日までの半年間とします。

(2) 助成金の額

助成金の額は、次の表に掲げる額とします。

認定区分	助成金の額
JSCトップアスリート	1,200千円

ただし、助成金受給資格を喪失した場合には、助成金受給資格を満たさない残りの助成対象期間の月数（助成金受給資格を喪失した月を除く。）に相当する額を差し引いた額となります。

「9 助成金受給資格の喪失について」（P13）を参照ください。

(3) 手続き

助成枠数に変更となる、やむを得ない事情が生じた場合、NFはJPCを通じてJSCに報告してください。JSCでは、真にやむを得ない事情であるかを確認した上で、JPCに追加の推薦を依頼します。

推薦以降の手続き等については、本手引きの「3 推薦手続きについて」（P9～10）から「10 交付決定の取消し及び罰則について」（P14）に定めるとおりですが、助成金交付決定の条件及び交付決定の手続きについては別にお知らせします。ただし、助成対象期間が下半期のみとなるため、助成金の支払は1回で行い、報告書の提出も下半期分のみとなります。

13 パラリンピック開催年における対応について

東京パラリンピック開催年特有の事情を考慮し、令和3年度においては夏季競技に限り、次のとおり取り扱います。

(1) JSCトップアスリートが引退・長期休養する場合の取扱い

東京パラリンピック後にJSCトップアスリートが引退・長期休養（競技者としての進退が未定のまま、競技生活から長期間離れる場合を指す。以下同じ。）する場合において、通常の助成対象者の要件（P3）に加え、以下のいずれかの条件を満たす者に限り、下半期助成対象者の入れ替えを認めます。

- ① JSCトップアスリートの引退・長期休養により空いた配分枠に推薦できる者
 - ・東京パラリンピックで顕著な成績を残し、パリパラリンピックでの活躍が十分に期待される者
 - ・パリパラリンピックに向けた強化戦略プランに沿った強化対象として位置づけられている者

(2) 助成対象期間

助成対象期間は、令和3年10月1日から令和4年3月31日までの半年間とします。

(3) 助成金の額

助成金の額は、次の表に掲げる額とします。

認定区分	助成金の額
JSCトップアスリート	1,200千円

ただし、助成金受給資格を喪失した場合には、助成金受給資格を満たさない残りの助成対象期間の月数（助成金受給資格を喪失した月を除く。）に相当する額を差し引いた額となります。

「9 助成金受給資格の喪失について」（P13）を参照ください。

(4) 手続き

本手引きの「3 推薦手続きについて」（P9～10）及び「9 助成金受給資格の喪失について」（P13）を参照いただき、入れ替えとなる助成対象者に係る助成金受給資格喪失届、及び新たに推薦する候補者に係る推薦書類等を提出期日までに、JPCを通じてJSCに提出ください。

推薦以降の手続き等については、本手引きの「3 推薦手続きについて」（P9～10）から「10 交付決定の取消し及び罰則について」（P14）に定めるとおりですが、助成金交付決定の条件及び交付決定の手続きについては別にお知らせします。ただし、助成対象期間が下半期のみとなるため、助成金の支払は1回で行い、報告書の提出も下半期分のみとなります。

【提出期日】

令和3年10月28日（木）

14 助成金を受給する上での留意事項等（重要）

アスリート助成における助成金の交付に伴い、以下の事項に特に留意してください。

(1) 所得税及び復興特別所得税の確定申告について

アスリート助成における助成金は、一般的には所得税法上の雑所得（注1）に該当するため、原則として確定申告を行う必要があります（注2）。詳しくは、所轄の税務署にお問い合わせください。

（注1） プロスポーツ選手（事業所得者）が受給する助成金については、雑所得ではなく、事業所得となります。

（注2） 給与を1か所から受けていて、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）の合計額が20万円以下などの場合には確定申告を行う必要はありません

【雑所得（事業所得）の金額の計算方法】

- ・雑所得（事業所得）の金額 = 総収入金額 - 必要経費
- ・総収入金額：令和3年に交付決定を受けた助成金が対象となります。
※令和3年度の助成金は、全額が、令和3年分の所得となります。
- ・必要経費：令和3年に確定したスポーツ活動に直接要する費用が必要経費になります。

（参考）必要経費として認められるものの例

スポーツ用具費、練習場借料、テーピングなどの消耗品費、
サプリメントなどの栄養費（食費は除く）、
大会会場へスポーツ用具を送る際の用具運搬費、大会や合宿への参加費、
大会や合宿・練習へ参加するための旅費・宿泊費、指導者等への謝金 など

（2）扶養者の扶養控除について（受給者が親族等に扶養されている場合）

受給者（選手）の合計所得金額が48万円を超える場合には、その受給者は、所得税法上、扶養控除の対象となる「扶養親族」に該当せず、障害者控除の適用もありません（注）。

したがって、助成金の交付に伴い、受給者の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合において、受給者を扶養している方（選手の親族等）が受給者を扶養親族とする「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を勤務先に提出しているときは、当該申告書を訂正する必要があります。詳しくは、勤務先のご担当者にお問い合わせください。

（注） 受給者（選手）が自身の所得税の確定申告を行う場合には、所得金額に関わらず障害者控除の適用を受けることが可能です。

（3）健康保険について（受給者が親族等に扶養されている場合）

所得金額によって、健康保険も扶養対象者から外れ、受給者が自分で国民健康保険を支払う必要が出てきますので、扶養者が加入されている健康保険及び市区町村の国民健康保険の担当課にご確認ください。

（4）障害者年金等の各種支援制度を活用している場合

障害者年金等の各種支援制度を活用している場合には、アスリート助成における助成金の受給にあたり、あらかじめ各種支援制度を実施している担当部署へご確認ください。

（5）個人番号（マイナンバー）制度に伴う対応について

個人番号（マイナンバー）制度導入に伴い、源泉徴収を行った上で助成金を支払っているプロスポーツ選手及び個人番号をお持ちの非居住者については、JSCから税務署に提出する支払調書等に、個人番号を記載する必要があります。

個人番号の収集は、JSC又はJSCが委託する外部の事業者が行います。詳細については、助成金を支払う際、該当する受給者に対しNFを通じてご案内します。なお、個人番号の収集を委託事業者が行う場合は、委託事業者に該当者の氏名・生年月日・住所を提供しますので、あらかじめご了承ください。

（6）他の助成金・補助金等の併給について

アスリート助成受給者が、個人を対象とした他の助成金・補助金等を同時に受給することは可能です。ただし、他の助成金・補助金等の助成元において、アスリート助成と同時に受給することについて制限を設けている場合がありますので、当該助成元にご確認の上、アスリート助成を受給してください。

15 その他

(1) 助成活動の公開等

JSCは、助成活動の実施結果等について、不開示情報を除き、ホームページ等に公開します。

また、提出いただいた書類は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、情報公開の対象となります。

なお、助成金交付手続きに必要な書類に含まれる個人情報については、当該審査業務以外の用途に使用いたしません。

(2) 助成活動等の評価等

アスリート助成受給者に対して、助成対象期間終了後においても、JSCが定める経年後の調査等を実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。

(3) スポーツくじ (toto・BIG) 理念広報への協力依頼

スポーツくじ (toto・BIG) の収益の一部は、アスリート助成の財源となっています。

スポーツくじは「日本のスポーツの発展」に寄与するシステムであることをご理解いただき、このシステムを支えるくじの購入者へ感謝の意を伝えること及び更なるスポーツくじの応援団を増やすために、理念広報へご協力をお願いします。

【理念広報の一例】

- ・ JSC主催のイベントへの出演
- ・ ホームページやSNS、広報誌へ掲載する記事への取材協力や活動写真の提供
- ・ スポーツ教室や講演会などのスポーツ普及活動における、スポーツくじのPR

スポーツくじの社会的意義が深まることで、安定的なスポーツ振興助成財源の確保へとつながります。toto・BIG公式 facebook ページや Instagram ページへ「いいね！」やフォロー、シェアをしていただき、SNS での拡散にもご協力をお願いします。

16 お問い合わせ先

独立行政法人日本スポーツ振興センター

スポーツ振興事業部 支援企画課 アスリート支援係

〒107-0061 東京都港区北青山 2-8-35

TEL : 03-5410-9172

メール : josei4@jpnssport.go.jp